

「どうしたの？」 その一言で みんなが笑顔

武蔵ヶ丘北小学校 5年 赤峰 星空(現在6年生)

日頃からうちでの出来事や家族の話をたくさん聞かせる蒼さん。お母さんと一緒に過ごす休日は、ゆったりとした時間の中でさまざまな体験や遊びを楽しむ様子が伺えます。園では友達と「一緒に遊ぼう」「何して遊ぶ？」「〇〇しようか？」と話し合い、相談しながらさまざまな遊びをつくりあげており、家庭での経験や家族とのやり取りが友達との関わりにもつながっているように感じます。

先生から

かか(おかあさん)のしごとがやすみで、いっしょにいえですぐすひは、あさ、いつもよりいっばいねむるよ。
おきたらかかといっしょにそとにでて、さんぽしながら「きょうなにしておそぶ？」って、きょうすることをおかんがえるよ。
わたしはカーリーのボールプールやすべりだいがすきで、かかと



友達と楽器遊び
(作者は中央)



「かかといっしょに」

※「生活画」…大人と同じ生活者である子どもが、実生活をつかみ取って感じたことや考えたことを、ありのままに、具体的にいきいきと絵に表現したもの。

よくいくよ。いとこのかなたくんをさそうこともあるよ。
いえにかえたらかかのつくったごはんをたべる。きょうざがおいしいよ。きょうざもいっしょにつくったことがあるし、シチューとかクッキーとかポップコーンもいっしょにつくったことがあるよ。

なかよし園 瀬上 蒼(6歳)

人権のひろば

186

人権教育・啓発課

☎(232)2113



知っていますか「子どもの権利条約」 ～日本での承認から30年の節目の年～

子どもの権利条約は、1989(平成元)年に国際連合で採択され、1990(平成2)年に国際条約として発効しました。1994(平成6)年4月22日、日本は「この条約に賛成します」と手を挙げました。世界で158番目でした。今年は条約に賛成して30年になります。これに当たり、子どもの権利条約について確認してみましょう。

1 「子ども」って何歳まで？

日本には、こども基本法がありますが、そこでの子どもの定義は「心や体が大人になるために成長している人」として、年齢では定められていません。しかし、子どもの権利条約では、「18歳になっていない全ての人」を子どもと定義しています。

2 子どもの権利条約が定めている権利はどんなこと？

条約は54条からなりますが、大きく分けて4つの権利を守るよう定めています。

(1) 生きる権利

病気やけがをしたら治療を受けられ、全ての子どもが命が奪われないこと。

(2) 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。自分らしく育つことができること。

(3) 守られる権利

あらゆる種類の暴力・虐待や有害な労働などから守られること。

(4) 参加する権利

自由に意見を発表したり、団体を作ったり、自由な活動ができること(意見表明権)。

条約の締結国は「子どもにとって最善の利益を考えること」が大前提となります。子どもにとって生きやすい社会になっていないか振り返りたいものです。



町人権カレンダーにも掲載しています

菊陽町
総合交流ターミナル
☎(232)8690

さんふわわ

NEWS
第38回

詳しくはこちら
QRコード
ホームページ Instagram

健康増進施設

スポーツジムにんじむ 入会キャンペーン

入会特典 期間中に入会すると、
1カ月分(10月分)が無料

10/2(水)～10/10(木)

トレーニングジム



スタジオ教室



にんじむ 営業時間

(月)～(土)：9:30～22:30(受付：～21:30)

(日)祝：9:30～19:00(受付：～18:00)

定休日 (火)(祝の場合は営業)

料金

	月会員(トレーニング+スタジオ+温泉)
一般	7,900円
70歳以上	6,100円

消費生活通信 vol. 2

☎ 町消費生活相談室(総合政策課内) ☎(232)2112

相談受付時間 (月)～(木) 午前10時～午後4時

不用品が処分できると思ったのに…

事例

「不用品はないか」と業者が訪問してきた。不用品を出すと、業者は「不用品を運び出すためだ」と言い、もう1人男性を連れてきた。そして、「実は健康食品も販売している」と勧められ、断れずに高額な健康食品を購入してしまった。

解決方法

今回のケースは、健康食品の訪問販売に当たります。クーリング・オフや、販売方法の問題などによる契約の取り消しができる可能性があります。

トラブルに遭わないために

「不用品はないか」と言って業者が訪問したが、その後「いらぬ貴金属はないか」と尋ねられ、売つもののなかった貴金属を安価に買い取られてしまうというのが、従来の典型的なケースです。

しかし、廃品回収または訪問購入のふりをして自宅

に訪問し、後から商品の販売もしていると告げて、商品を売りつけるといったトラブルが発生しています。

安易に訪問に応じることで、思わぬトラブルに巻き込まれることもありますので気を付けましょう。

また、廃家電や粗大ごみなどの不用品がある場合は、町の規則に従って処分する必要があります。町からの許可・委託を受けていない「無許可の事業者」は利用しないようにしましょう。

買い取りを希望する場合は、リサイクル店に持ち込む方法や訪問購入が考えられますが、訪問購入の場合、業者は事前に勧誘目的と物品の種類を告げておく必要があります。業者が事前に告げていなかった種類の物品を売るよう強要された場合は、きっぱりと断るようにしましょう。

また、可能であれば、業者の訪問を受けるときは1人で対応せず、誰かに同席してもらうようにしましょう。

困ったことがある場合は、ご相談ください。